

六、諸君の意見を参考し、
五、本会の上級を組織する

八、

一、八月八日開会、一、八月十八日開会、
二、八月二十五日開会、
三、八月三十一日開会、

二、

三、

四、

三、

四、

五、

六、

七、

八、

九、

十、

十一、

財団法人協同会大阪支所

財団法人協同会大阪支所

七、見習生待遇改善

八、工場退場ノ際身邊検査ヲ廢止スル事

以上

◎會社側ノ職工懷柔策

六月二日夜八時頃會社重役松田之助及職工側ノ總指揮者タル柴

田富太郎ハ神戸市柳原三河屋料理店ニ於テ會合シ本問題ニ關スル

意見ノ交換ヲシタ、

松田「目下會社ハ異常ノ繁忙ヲ呈シ居ルモ同業者激甚ニシテ收益

ノ點ニ至リテハ極メテ僅少ナリ」ト述べ嘆願書内容タル

イ、團体交渉權ハ次ノ議會ニ組合法案ノ提出サレントスル狀勢

ナレバ只時期ノ問題ナリ居レルヲ以テ現在ニ於テハ認メザル

方針ナリ

ロ、賃銀ノ値上ハ他工場ト比較シ若シ低額ナレバ相當ノ値上ヲ

ナスモ時間ノ短縮ハ至難ナリ